

↳ 源泉徴収票の交付義務

Q : サラリーマンは、源泉徴収票を年末にもらいますが、会社はこれを交付しなければならないのですか？

A : 会社は、源泉徴収票を必ず交付しなければならないことになっています。

【解説】

所得税では、給与所得の源泉徴収について、「給与等の支払いをする者は、・・・源泉徴収票を2通作成し、その年の翌年1月31日までに、1通を税務署長に提出し、他の1通を給与等の支払いを受ける者に交付しなければならない」としています。

したがって、源泉徴収票は必ず、給与所得者に交付しなければならず、実務的には、所得税法施行規則別表六(一)に定められている様式(用紙、日本工業規格A6)に必要事項を記入し、その用紙を受給者に交付することになります。

なお、給与所得の源泉徴収票の他にも、次のような法定調書は受給者に対して交付しなければならないこととされています。

- ① 退職所得の源泉徴収票
- ② 公的年金等の源泉徴収票
- ③ オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書(支払通知書)
- ④ 自己の株式の取得等の場合の支払調書(支払通知書)
- ⑤ 特定口座年間取引報告書

